

Nagoまち スペース づくりの ガイドライン

名古屋市オープンスペースの整備・運営
に関する基準〔都心部編〕の運用と解説



名古屋市

まえがき

従来、公開空地等（都市開発により整備される、日常一般に開放された空地）は都市の公共空間を補完するため、「歩行者が日常自由に通行又は利用ができるように空けておく」という考えのもとに整備され、その使い方については営利活動等の占用行為が制限されてきました。

一方で、昨今、まちの魅力・活力向上のため、誰もが居心地が良く歩いて楽しいと感じられるウォーカブルなまちづくりの重要性が謳われ、その実現に向けた効果的なツールとして、公開空地等が注目されています。

こうした状況を踏まえ、今後の公開空地等は「空いている空間」から憩い・賑わいが生み出される「居心地の良い空間」へ、位置付けや役割を見直すとともに、多様な使い方を受け入れる高質な空間づくりの実現を促していくため、「名古屋市オープンスペースの整備・運営に関する基準〔都心部編〕」（以下「本基準」という。）を策定しました。

公開空地等の名称を「オープンスペース」（通称「**Nago**まちスペース」）に変更し、本基準の運用と解説として、「**Nago**まちスペースづくりのガイドライン」を策定し、オープンスペースの望ましいあり方やその実現に向けたステップを提示しています。

この「**Nagoya**まちなかオープンスペース制度」により、都心部の開発に携わる事業者の皆様と行政が連携し、多様な使い方を想定した居心地の良い「高質なオープンスペースづくり」を促進し、オープンスペース周辺やまちの魅力・活力の向上を図ります。

第一章 総則 名古屋市オープンスペースの整備・運営に関する基準〔都心部編〕について

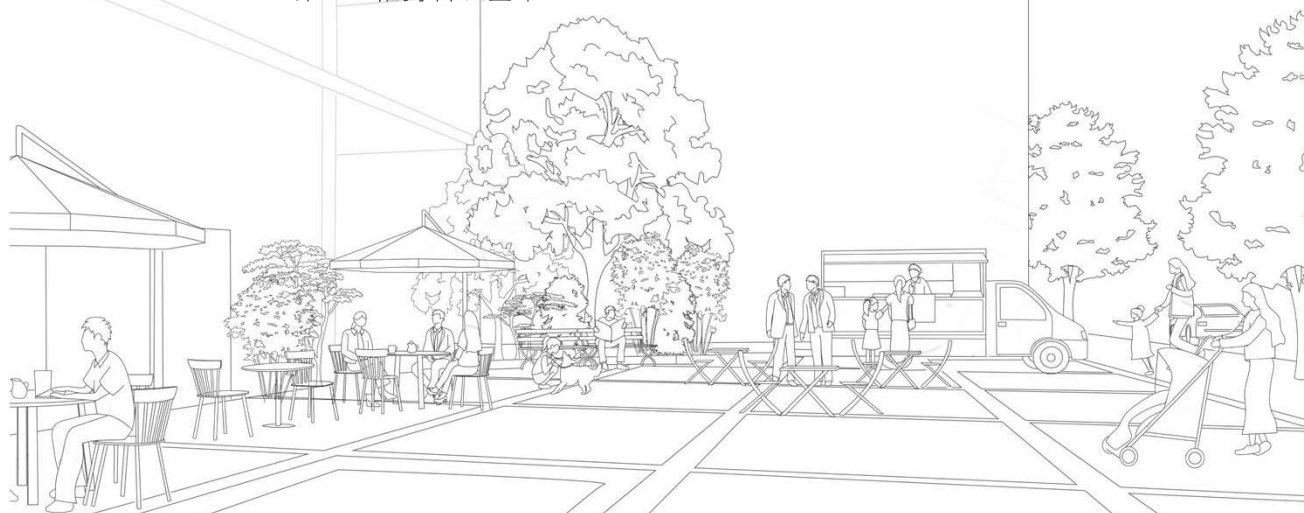
第1. 目的	… P. 2
第2. 定義	… P. 2
第3. 対象制度	… P. 3
第4. 対象区域	… P. 4
第5. 基本方針	… P. 6
第6. その他	… P.14

第二章 整備基準 オープンスペースの整備について

第1. オープンスペースの種類、区分	… P.18
第2. オープンスペースの必要基準と推奨基準	… P.21
1. オープンスペース共通の必要基準	… P.22
2. 移動空間の必要基準	… P.27
3. 移動空間の推奨基準	… P.30
4. 滞在空間の必要基準	… P.33
5. 滞在空間の推奨基準	… P.36
第3. オープンスペースの評価	… P.39
1. 有効なオープンスペース率の算定方法	… P.41

第三章 運営基準 オープンスペースの運営について

第1. 基本事項	… P.44
第2. 活用基準	… P.45
第3. 維持管理基準	… P.47



ページ構成について

Nagoまちスペースづくりのガイドラインの基本構成は以下のとおりです。

名古屋市オープンスペースの整備・運営に関する基準〔都心部編〕（抜粋）

本基準の運用と解説
イメージ図、参考事例等

コラム：○○○○

オープンスペースの整備・運営にあたり参考となる知見

都市には、道路や公園、そしてオープンスペースなど

歩行者が自然に「まち」として捉え、誰もが自由に利用できる様々な空間があります。

そうした空間を、質が高く、多様な使い方を想定した居心地の良い空間とすることで、
憩いや賑わいを生み出し、まちの魅力を高め、多様な人々を惹きつけることができます。

人々が集い、回遊が生じれば、まちの活力向上にもつながります。



第一章 総則

名古屋市オープンスペースの整備・運営に関する基準〔都心部編〕について

第1. 目的	… P. 2
第2. 定義	… P. 2
第3. 対象制度	… P. 3
第4. 対象区域	… P. 4
第5. 基本方針	… P. 6
第6. その他	… P.14

第1. 目的

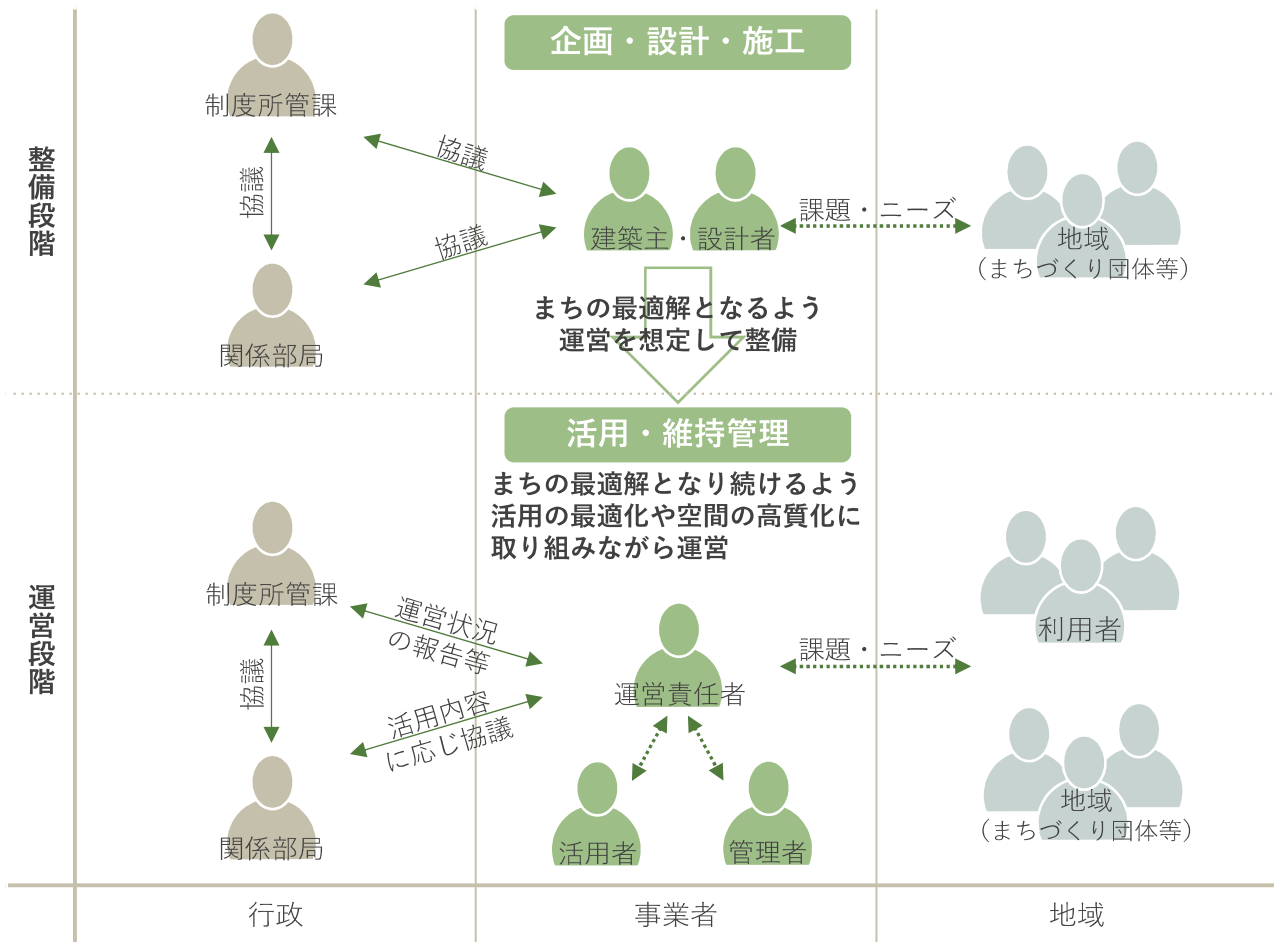
名古屋市オープンスペースの整備・運営に関する基準〔都心部編〕（以下「本基準」という。）は、都心部等において高質なオープンスペースの整備・運営を誘導することにより、良好な都市の環境や憩い、賑わいを創出し、もってまちの魅力や活力の向上を図ることを目的とする。

- オープンスペースは、都市空間において市民の中間領域に位置付けられ、都市に不足する公共空間を補完するとともに、まちの歩行環境や滞在性を向上させ、多様な使い方により、憩いや賑わいを生み出すポテンシャルのある空間です。
- 開発に携わる事業者の皆様と行政が連携して、多様な人々の多様な使い方を想定した居心地の良い「高質なオープンスペースづくり」を促進し、まちの魅力・活力の向上を図ります。

第2. 定義

- （1）オープンスペース
「第3. 対象制度」の各号に掲げる制度により、本基準を適用する建築物の敷地内に整備される空間のうち、市街地の環境の整備改善に資する日常一般に開放された空間をいう。
- （2）整備
オープンスペースを企画、設計及び施工することをいう。
- （3）運営
整備後のオープンスペースを活用及び維持管理することをいう。
- （4）活用
オープンスペースの効用を高めるため又は利用者の利便を増進するために、効果的にオープンスペースを使用することをいう。
- （5）維持管理
オープンスペースを安全かつ良好な状態に保つことをいう。
- （6）公共空間
日常一般に開放され、通行や滞在の用に供される空間のうち、公共空地や交通施設等として、法や条例等に位置付けられたものをいう。（道路、公園、地下街、鉄道駅、バスターミナル等）
- （7）公共的空間
日常一般に開放され、通行や滞在の用に供される空間のうち、公共空間以外のもので、行政機関の許可又は行政機関との協定等により、その空間の公共性や開放性が担保されたものをいう。（オープンスペース等）

《 オープンスペースづくりのステップと想定する関係者の例 》



第3. 対象制度

- (1) 都市計画法第8条第1項第3号の高度利用地区
- (2) 都市計画法第8条第1項第4号の特定街区
- (3) 建築基準法第59条の2第1項の規定に基づく総合設計制度
- (4) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律第18条第1項の規定に基づく総合設計制度
- (5) マンションの建替え等の円滑化に関する法律第105条第1項の規定に基づく総合設計制度
- (6) その他、本基準を適用することが適当と市長が認めた制度

- 上記の制度で整備される公開空地等と呼ばれる公共的空間のうち、本基準を適用するものを「オープンスペース」とします。

- (1)～(5)の制度の他、名古屋都市計画高度地区第2(4)の規定に基づく許可など、適当と認めた制度については、本基準を適用します。

第4．対象区域

本基準の対象区域は、名古屋市都市計画マスタープラン2030における「都心部」内の商業地域（都市計画法第8条第1項第1号の用途地域）とする。

その他、名古屋市都市計画マスタープラン2030における「拠点市街地」内の商業地域など、本基準を適用することが望ましいと市長が認めた場合についても対象とすることができる。

- 『都心部』は高度な都市機能が集積し、多様性や訪れたくなるワクワク感のあるまちづくりにより、名古屋らしい都市魅力の向上が求められています。
- 「居心地が良く歩きたくなるまち」の実現に向け、まずは都心部の商業地域において本基準を運用し、高質なオープンスペースづくりを図ります。
- なお、都心部の商業地域以外においても、周辺状況、開発の内容や規模等を踏まえ、協議により本基準を適用することが望ましいと認めた場合については、対象とすることができます。

「名古屋市都市計画マスタープラン2030」より抜粋



コラム：グランドレベルデザインの重要性

“グランドレベル”とは

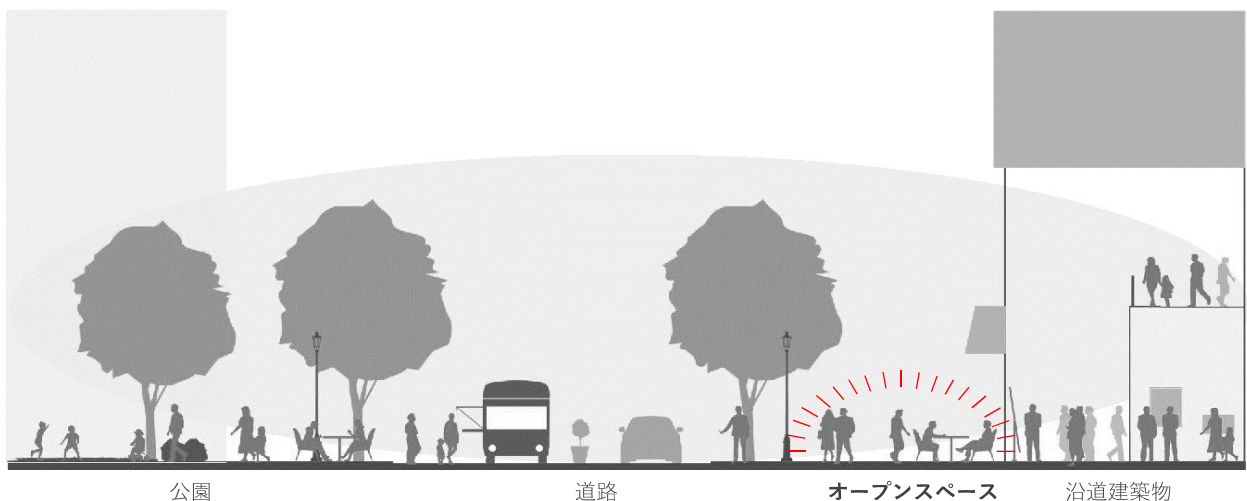
グランドレベルとは、道路、公園、沿道建築物の低層部、オープンスペースなど、まちなかにおいて歩行者の目線に入る範囲を指します。

グランドレベルを構成する空間は、道路や公園といった誰もが広く使える公共空間と、個人や企業の敷地や建築物に区別されますが、歩行者の立場でみれば、官民の空間は一体的に認識されます。

“グランドレベル”でまちの居心地が決まる

グランドレベルは、そこを歩き、滞在する人々が感じるまちの雰囲気や魅力に直結し、まちの居心地を決定づけます。

まちの居心地の良さを向上させるためには、歩行者の立場で、官民の空間を一体的に捉えたグランドレベルデザインによる魅力的な都市空間を演出することが重要となります。



出典：居心地が良く歩きたくなるグランドレベルデザイン（国土交通省）を基に加筆

第5. 基本方針

- (1) オープンスペースは、整備の目的や公共性に鑑み、公開性を確保しなければならない。
また、良好な都市の環境や憩い、賑わいの創出を図るため、都市における様々な課題に対応し、利用者の多様なニーズに応えられるよう、多様性を確保することが望ましい。

オープンスペースが確保すべき性能を「公開性」、オープンスペースの機能や質を高める望ましい性能を「多様性」とします。

公開性

- オープンスペースは、主に民間の建築敷地でありながら都市の中の“日常一般に開放された空間”であり、まちを行き交う人々の通り道（移動空間）や居場所（滞在空間）となる場所です。
- 本基準においてオープンスペースに求める「公開性」は、“見つけやすさ・訪れやすさ”であり、そのポイントは3つ挙げられます。
 - ① 物理的な公開性
外部とオープンスペースが一体的につながっている
 - ② 視覚的な公開性
外部からオープンスペースを自然に認識できる
 - ③ 時間的な公開性
いつも自由に利用できる

多様性

- オープンスペースは、周辺状況等に応じたつくり方や使い方により、人や都市のためにもなり得る空間で、そのあり方は実に多様です。
- 本基準においてオープンスペースに求める「多様性」は、“多様な人々の多様な使い方を受け入れる環境整備と機能充実”であり、そのポイントは3つ挙げられます。
 - ① 使う人の多様性
来訪者の目的や属性を問わず様々な人々が使うことができる
 - ② 使い方の多様性
休息や交流、散策や通勤・通学など日常・非日常を問わず様々な活動に対応できる
 - ③ 機能の多様性
人々の活動の支援、自然環境の創出や魅力的な都市空間の形成など様々な機能を備えている



高質なオープンスペース

- オープンスペースの機能や質を高めること、すなわち“オープンスペースの高質化”に必要な「多様性」を確保するためには、利用者のニーズを満たす「機能の充実」や「空間の快適性や魅力向上」、「都市の環境の向上」などの視点が重要です。
- しかし、すべてのオープンスペースに、すべての公開性や多様性を求めることは現実的ではなく、個々のオープンスペースが、その立地にふさわしい性能を発揮することで、まち全体の環境や魅力・活力の向上につなげることが重要です。
- そのためには、オープンスペースごとに、周辺状況を踏まえ、使う人・使い方を想定し、地域のニーズや課題に応える空間づくりの「コンセプト」が必要となります。

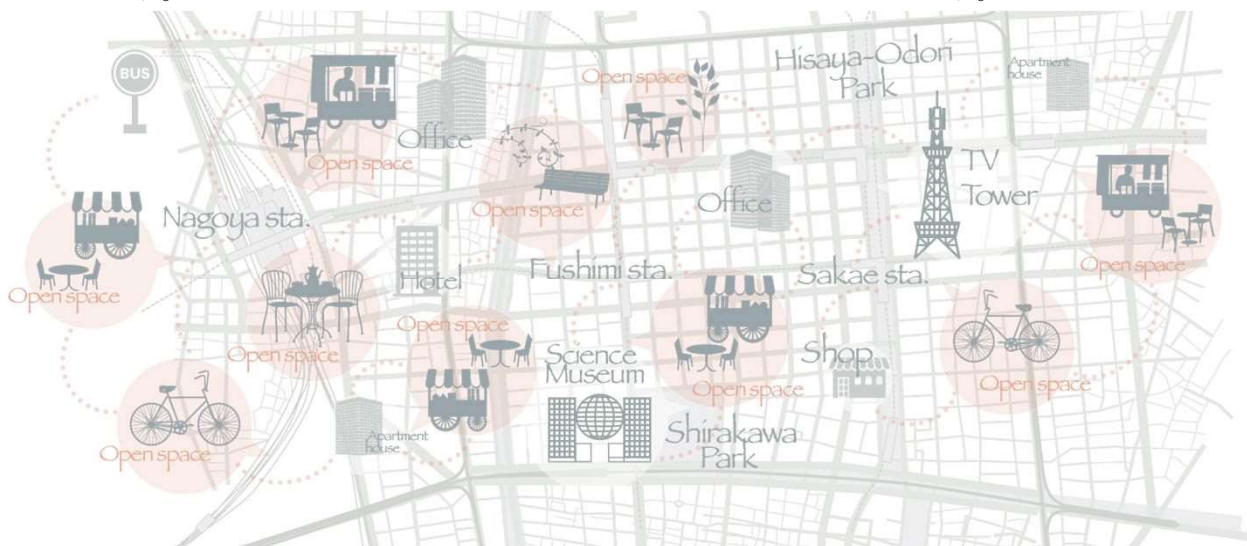
～オープンスペースの意義、効果～

公開性と多様性を備えたオープンスペースは、都市の環境の改善に寄与するとともに、多様な人々が集い、行き交うことで憩いや賑わいが生み出され、居心地が良く歩きたくなる「ウォーカブルなまち」の実現に寄与し、まちの魅力や活力の向上につながります。

多様な使い方ができる居心地の良いオープンスペースがまちなかに増加すれば、歩道や公共交通機関などの交通インフラや、公園や文化施設、商業施設などの目的地と一体となった回遊が生じ、その効果が面的に波及していくことが期待できます。

- 都市の環境の視点では、新たな歩行空間や通り道を提供するオープンスペースは、歩行環境を向上させます。また、オープンスペースの緑化は、自然環境の創出により都市や人にうるおいや安らぎをもたらし、ヒートアイランド対策や雨水流出抑制にも寄与し、都市の魅力、快適性や防災性が向上します。

- 都市活力の視点では、オープンスペースの活用により、憩いや賑わいを生み出すことができます。また、その収益を維持管理や環境整備費に充当することで、高質なオープンスペースの持続的な運営が可能となります。オープンスペースが賑わうことで、人通りが増加し、周辺施設の来訪者数の増加にもつながります。



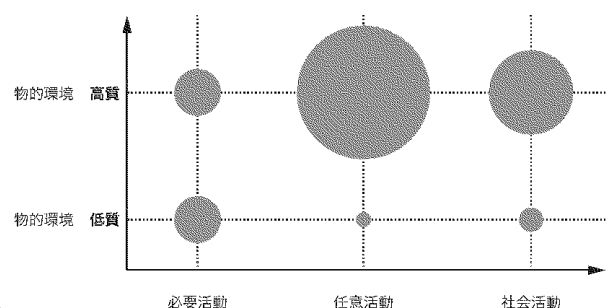
コラム：都市空間の“高質化”と人の活動量

都市空間における活動は、

- ①必要に迫られて行う「必要活動」
(通勤通学、日常品の購入など)
- ②余暇的な性格の「任意活動」
(休息、散策など)
- ③コミュニケーションを含む「社会活動」
(飲食による団欒、パフォーマンスの観覧など)

の3分類があるとされていますが、そのうちの任意活動や社会活動は都市空間の質に左右されるとされており、都市空間の高質化が活動の発生を促すと解釈されています。

公開性及び多様性を備えた高質なオープンスペースが、②の任意活動や③の社会活動の場として使われることを期待します。



出典：『人間の街』（ヤン・ゲール著、北原理雄訳、鹿島出版会）を基に加筆

第5. 基本方針

- (2) オープンスペースの整備に当たっては、周辺状況、地域における課題やニーズ、まちづくりの方針等を踏まえ、オープンスペースの整備目標、整備方針、整備後の運営方針等について検討するものとする。

整備（企画・設計・施工）に際して

- 都心部において高質なオープンスペースを整備していくための検討フローや整備基準を以下に示します。
- 周辺状況、地域における課題やニーズ、まちづくりの方針等とも照らし合わせながら、将来の活用や維持管理も見据え、その敷地の最適解となるオープンスペースを整備してください。

Step 1 周辺状況や地域の課題・ニーズ、まちづくりの方針等の把握

オープンスペースに求められる役割は周辺状況等により異なるため、まず初めに計画敷地の状況や、特徴、周辺地域の課題やニーズを客観的に把握してください。

1-1 周辺状況の把握

- ▶ 計画敷地周辺の建築物や公共施設、地域資源などの立地状況（当該オープンスペースの整備を伴う自己開発や将来的な周辺の公共施設整備、開発予定を含む）を把握する。
- ▶ その場所をとりまく人の属性や来訪の目的、人の流れを把握する。（平日・休日、時間帯ごとの変化にも留意）

（周辺状況のチェック項目の例）

- | | |
|--|---|
| ① 敷地形状・接道状況
（道路幅員、歩道の整備状況、
交差点や主要な通りとの位置関係等） | ④ 地域資源
（ランドマークやシンボリックな建造物、
自然環境、地域の祭事等） |
| ② 公共交通機関や公共空間との関係性
（鉄道駅やバス停、地下街等と敷地の距離、
位置関係等） | ⑤ 人の流れ・量・属性
（オフィスワーカー、学生、買い物客、
観光客等とその経路・通行量など） |
| ③ 敷地周辺建築物の用途
（オフィス、商業施設、飲食店、宿泊施設、
公共施設、文化交流施設、教育施設等） | |

1-2 地域の課題・ニーズの把握

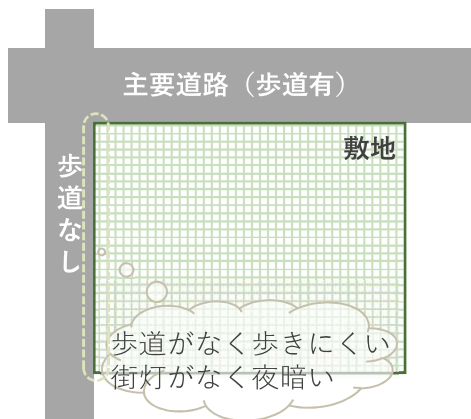
- ▶ 地域住民や利用者の目線に立ち、地域の課題・ニーズを把握する。

（地域の課題・ニーズの例）

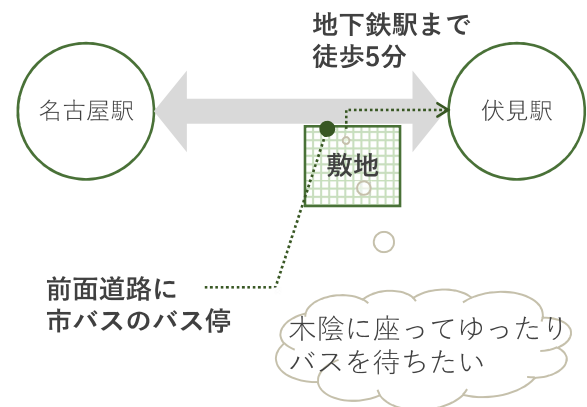
- ・歩道が狭い
- ・緑が少ない
- ・飲食店が少ない
- ・地域の交流の場が少ない
- ・近道が欲しい
- ・木陰が欲しい
- ・人通りを増やしたい
- ・休憩場所が欲しい

周辺状況チェックと地域の課題・ニーズ把握のイメージ

- ①
交差点に面した立地
歩道のある主要道路と歩道のない道路に接道

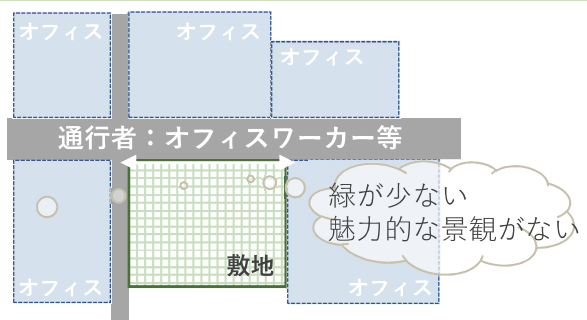


- ②
地下鉄駅から徒歩5分、前面道路にバス停あり



- ③④⑤
オフィス街でテレビ塔が見える
通勤時間は駅と職場を往復するオフィスワーカーが多く、日中はバス利用者の通行量も多い

（周りに飲食店が少ない
安らげる場所が欲しい）



1-3 まちづくりの方針等の把握

- ▶ 計画敷地におけるまちづくりの方針等を把握する。

（まちづくりの方針等の例）

- ・名古屋市都市計画マスタープラン2030
- ・なごや集約連携型まちづくりプラン
- ・名古屋市景観計画
- ・都心部まちづくりビジョン
- ・名古屋駅周辺交通基盤整備方針

Step 2 コンセプトの検討・決定

Step1（周辺状況や地域の課題・ニーズ、まちづくりの方針等の把握）を踏まえ、使う人、使い方を想定しながら、コンセプトを決定してください。

2-1 コンセプトの検討

- ▶ 周辺状況や地域の課題・ニーズ、まちづくりの方針等の把握からどのような時（平日休日、時間帯）にどのような人がどのように使うかを想定する。
- ▶ 使う人、使い方の想定を踏まえ、P.18に示すオープンスペースの種類・区分ごとに、『オープンスペースのコンセプト』を検討する。

『オープンスペースのコンセプト』

- ① オープンスペースの整備目標
（整備による効果等）
- ② オープンスペースの整備方針
（配置やしつらえ等）
- ③ オープンスペースの運営方針
（使い方や高質化に向けた取り組み等）

（「移動」の例）例1～歩道状の通路～

- ① 歩行環境を向上
- ② 不足する歩道に沿って歩道状の通路を整備
- ③ 平日や休日、昼夜を問わず、常時誰もが通行可能
植栽や夜間景観に資する照明を配置し、まちの魅力を向上

例2～地下街から敷地を通り抜ける通路～

- ① 歩行者の利便性を向上
- ② 敷地内に地下街から通り抜ける通路を整備
- ③ 平日や休日を問わず、地下街の営業中は誰もが通行可能
通路沿いに店舗を配置し賑わいを創出

（「滞在」の例）例1～憩いと賑わいを創出する広場～

- ① 周辺を含めた憩い・賑わいの創出
- ② 主要道路沿いからの視認性が良い位置にイベント開催を想定した広場を整備
- ③ 平日は憩いの場として利用、休日はイベント広場として活用
移動販売車に対応するため電源、舗装や車両動線を確保、多様な活用ができるよう可動什器を採用

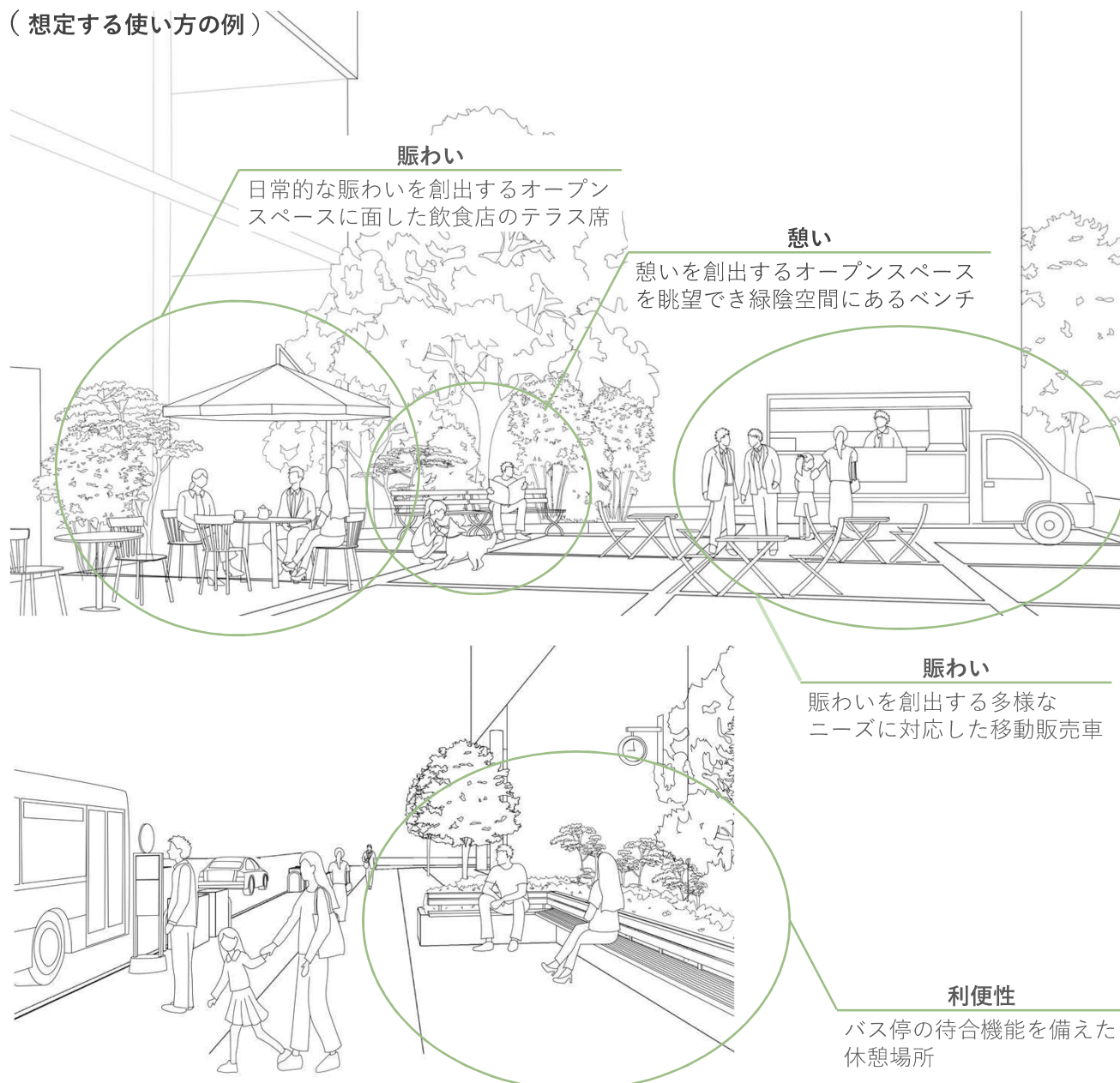
例2～公共交通機関と連携した広場～

- ① 来訪者の滞在性、バス利用者の利便性向上
- ② バス停のある道路沿いに広場を整備
- ③ 来訪者やバス利用者へ休憩場所を提供
（平日はオフィスワーカー、休日は買い物客を想定）
ベンチを複数配置、緑陰空間の整備

2-2 コンセプトの決定

- ▶ 検討結果を踏まえ、市や関係者との協議・調整により、その敷地に適したオープンスペースのコンセプトを決定する。

（想定する使い方の例）



（季節ごとに憩い・賑わいを創出するイベントの例）

～Marunouchi Street Park～



提供：大丸有エリアマネジメント協会

Step 3 設計

高質なオープンスペースを設計するため、決定したコンセプトに即し、後述する「整備基準」により設計（配置、規模形状や設備等のしつらえ）を検討してください。

3-1 公開性を確保するためのポイント

- ▶ まちを歩く人が自由に行き来できるように、公共空間や公共的空間と一体化・連続化させる。誰もが安全に安心して利用できるように、ユニバーサルデザインや防犯性に配慮した設計とする。
- ▶ 想定した人の流れを踏まえ、見つけやすく訪れやすい位置にオープンスペースを配置し、行き来できる動線は複数設けるなど、オープンスペース内外の回遊を促すような空間構成とする。また、その空間ごとの使われ方により必要となる適切なボリュームを確保する。
- ▶ 原則として終日開放し、まちを歩く人がいつでも自由に利用できるように設計する。

3-2 多様性を確保するためのポイント

- ▶ 利用者の快適性、利便性などに配慮した居心地の良い魅力的な空間を設計する。
- ▶ 日常的な活動、非日常的な活動の双方を考慮することで、可能な限り多様な人々の多様な使い方に対応できる空間を設計する。

(例) 日常を想定した「憩い」空間の要素

- ・ 快適な温熱環境（緑陰や空調設備など）
- ・ 居心地の良いベンチ（エッジ沿いなど）
- ・ 良い眺め（緑視率や眺望の確保）
- ・ 騒音への配慮、自然光の導入 等

(例) 日常に加えて非日常も想定した「憩い」＋「賑わい」空間の要素

- ・ オープンスペースに面して賑わい店舗
- ・ 賑わい店舗（飲食店）のテラス席
- ・ 移動販売車の配置（電源、舗装等の整備）
- ・ イベント開催（可変性のある機能の充実）

コラム：空間の縁＝“エッジ”を活かしたオープンスペース

待合せのため、壁際などに立ち止まっている人をまちなかで目にすることは多いのではないのでしょうか。人は居場所を探すとき、空間の縁（エッジ）に沿った場所を好むと言われています。それは、エッジに身を置くと、歩行者の流れを妨げることなく、目立たず静かにその場に滞在することができるためとされています。しかし、中庭など完全に囲まれた空間とすることで、壁によるエッジは増えますが、物理的・視覚的な公開性を確保することが難しくなります。

壁をエッジとするだけでなく、植栽、ベンチ、水景施設などをエッジとして計画的に配置することで、公開性を確保しつつ居心地の良い滞在空間を創出することが可能となり、オープンスペースの高質化につながります。



植栽を背に歩行者を眺められるベンチ
(グリーンけやき広場)

出典：広場づくりのコツ、あります。（国土交通省）を基に加筆

第5. 基本方針

- (3) オープンスペースの運営に当たっては、整備目標、整備方針が達成されるよう、適切な運営を行うとともに、オープンスペースの運営状況、社会情勢や周辺状況及び地域における課題やニーズ等の変化を踏まえ、運営の最適化に継続して取り組むよう努めるものとする。

運営（活用・維持管理）に際して

- オープンスペースの竣工は完成ではなく、スタートです。運営者は、オープンスペースの整備効果を発揮していくため、適切な運営を行っていくことが求められます。
- 継続的に高質なオープンスペースとして運営していくための考え方を以下に示します。

Step 4 オープンスペースのスパイラルアップ

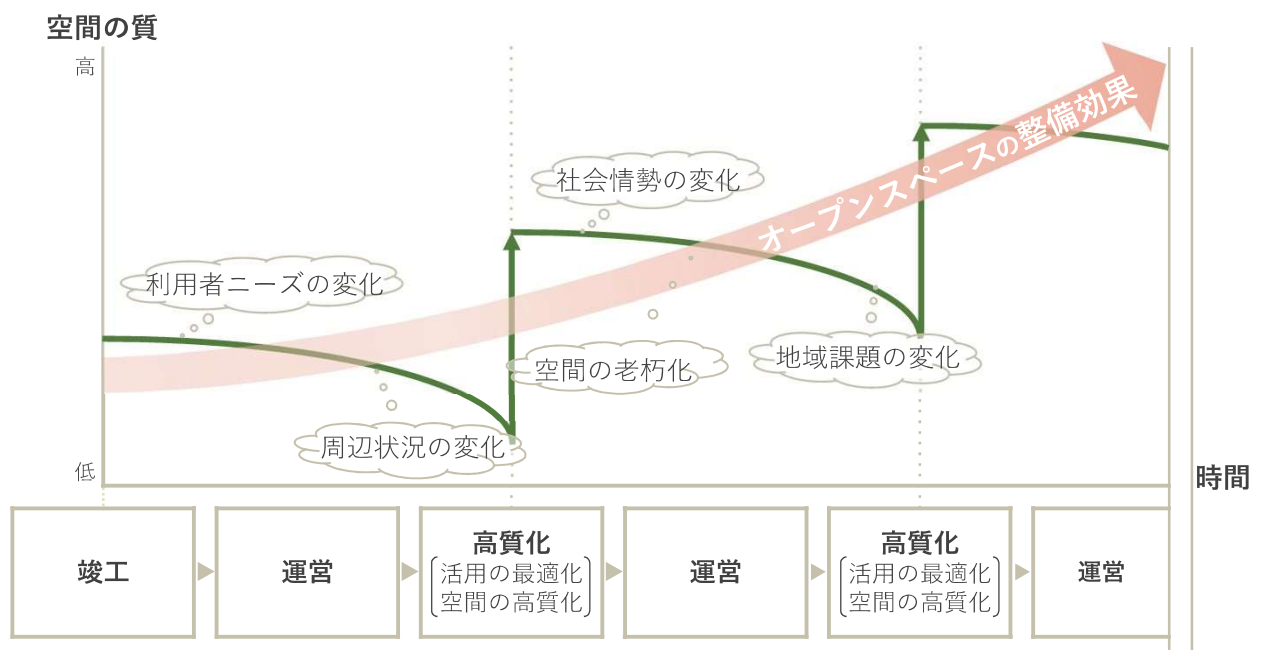
まちの最適解となるよう、コンセプトを検討・決定して整備したオープンスペースでも、運営上の課題が生じることや、経年により新たな地域の課題やニーズが発生することも想定されます。

オープンスペースの供用後は、利用者にとって居心地の良い空間を維持するための適切な管理に留まらず、変化する地域の課題やニーズに適確に応えていけるよう、運営の最適化やさらなる高質化により、オープンスペースのスパイラルアップに継続的に取り組んでください。

スパイラルアップのポイント

- ▶ オープンスペースの運営状況、社会情勢や周辺状況、地域の課題・ニーズの変化等を把握する。
- ▶ 利用者にとって最適な活用方法や空間整備（設備機器や舗装等の更新など）について定期的に検討を行い、オープンスペースの高質化を図る。

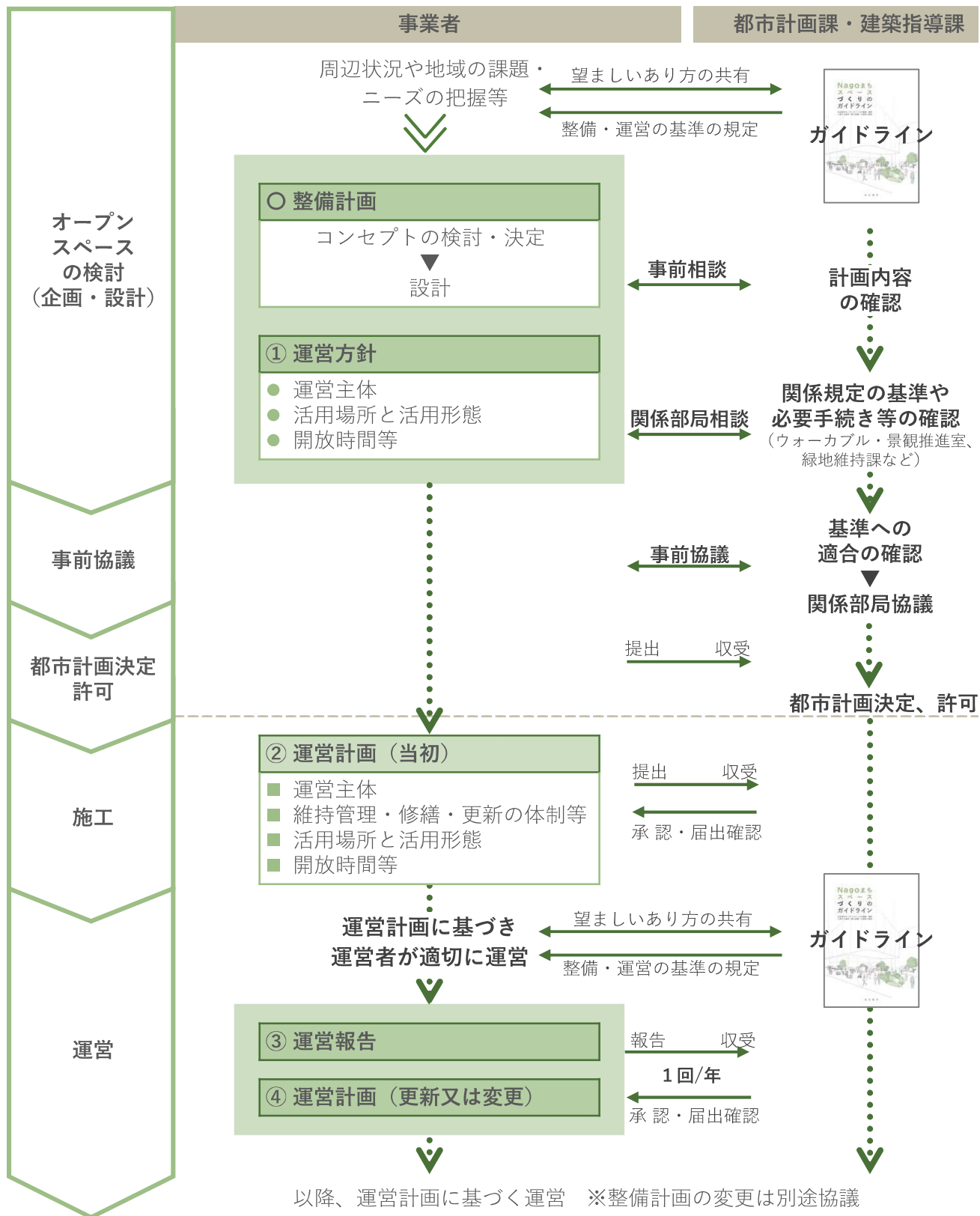
(スパイラルアップのイメージ)



第6. その他

本基準の運用に必要な事項の詳細は別に定める。

オープンスペースの整備・運営の進め方



主な記載項目と記載例 ※詳細は本基準の様式、参考様式及び記入例を参照

① 運営方針

運営主体（想定）株式会社 ○○○○ ○○○○

● 活用場所（図面）と活用形態（想定）

《 イベントスペースの活用想定 》

・コンサート ・キッチンカー ・マルシェ 等

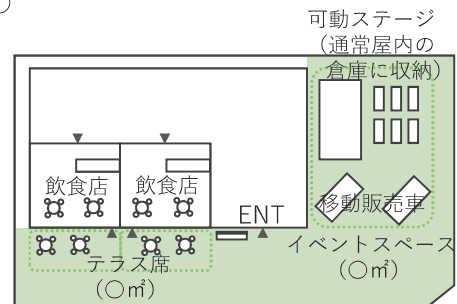
《 店舗前の活用想定 》

・飲食店によるテラス席設置

● 開放時間の方針

下記を除き終日開放

- ・内部空間はビルの管理上最大で22:00～7:00の間、閉鎖
- ・外部通り抜け通路の地下鉄直結部分は地下鉄運行時間外のみ閉鎖



②④ 運営計画

運営主体 運営責任者：株式会社 ○○○○ ○○○○

■ 工作物や植栽、その他の設置物等の維持管理・修繕・更新の体制

- ・平日毎朝簡易清掃を実施し、什器の清掃を1回/週+雨天後に実施
- ・設備及び什器の定期点検を2回/年実施
- ・植栽の剪定を4回/年実施

■ 活用場所（図面）と活用形態

《 イベントスペースの活用想定 》

・コンサート ・キッチンカー ・マルシェ
・物産展 ・フリーマーケット 等

《 店舗前の活用想定 》

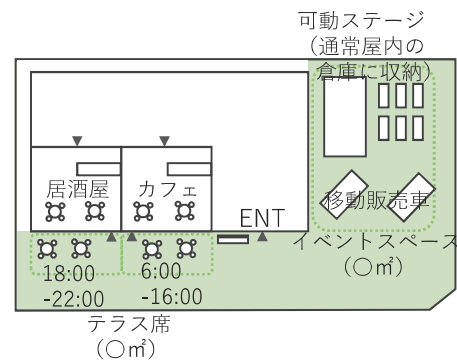
- ・6:00～16:00の間、カフェによるテラス席設置
- ・18:00～22:00の間、居酒屋によるテラス席設置

■ 整備基準の適用状況と運営基準の確認

■ 開放時間の設定（原則開放）

下記を除き終日開放

- ・内部空間はビルの管理上22:30～6:00の間、閉鎖
- ・外部通り抜け通路の地下鉄直結部分は地下鉄運行時間外（0:30～5:30）のみ閉鎖



③ 運営報告

◆ 修繕、更新の内容

- ・巡回管理と合わせて平日毎朝簡易清掃を実施し、什器の清掃を1回/週+降雨・降雪後に実施
- ・設備及び什器等の定期点検を2回/年実施し、壊れた舗装の修繕・椅子の交換
- ・植栽の剪定を4回/年（春・夏・秋・冬）実施

◆ イベント等活用の内容、期間

- ・平日昼 キッチンカーの出店
- ・5月27日～28日 コンサートの開催
- ・7月1日～15日 マルシェの開催
- ・○月○日～ …

◆ 年間を通しての課題と対応、修繕・更新の予定

- ・○○イベントの開催が好評のため、回数を増加予定
- ・次回○○の際に、来場客へのアンケートを実施予定
- ・一部植栽が枯れやすいため、樹種の再選定を行う
- ・夜間の警備体制を見直し、防犯カメラを導入予定

既設の公開空地等への適用について

本基準の運用開始以前に整備された公開空地等についても、本基準の整備基準と実際の整備状況を確認のうえ所定の手続きを経ることで、本基準による運営が可能となります。

